

## へのお知らせ

あたら しいコロナウイルスへの対策で、にほんで 出ることができない人、ぎのうじっしゅう しけん う  
ことができない人、「特定技能1号」に在留資格を変える準備ができていない人のためのルー  
ルをつくりました。

### ① にほんで 出ることができない人

→ 「特定活動（6か月・働くことができる）」か「特定活動（6か月・働くことができない）」に在留資格を変えることができます。

※「特定活動（6か月・働くことができる）」は、いままでと同じ仕事をする人、（いままでと同じ仕事が見つからない場合）今までの仕事と関係のある仕事をする人だけです（会社は変えることができます。）。

※「特定活動（6か月・働くことができない）」は、仕事をすることはできませんが、あたら しい仕事を探すことはできます。あたら しい仕事が見つかったときは、「特定活動（6か月・働くことができる）」に在留資格を変えることができます。

※新しい仕事を探すときに、条件を満たしていれば、雇用保険の給付（基本手当）をもらうことができます。

<https://www.otit.go.jp/files/user/docs/200630-8.pdf>

※日本を出ることができない理由が続く人は在留期限を長くすることができます。（更新ができます。）

### ② ぎのうじっしゅう しけん う 受けることができない人

→ 試験を受けて、次のレベルの技能実習を始めるまで「特定活動（4か月・働くことができる）」に在留資格を変えることができます。

※いままでと同じ会社で仕事をする人だけです。

③ <sup>いま</sup> 今までの会社で <sup>かいは</sup> 働く <sup>はたら</sup> ことができなかった人 <sup>ひと</sup>

→ <sup>あた</sup> 新しく <sup>ぎのうじっしゅう</sup> 技能実習 <sup>かいは</sup> をする会社が見つからない人で、<sup>とくていぎのう</sup> 「特定技能1号」の <sup>ざいりゅうしかく</sup> 在留資格で <sup>はたら</sup> 働くことを <sup>めざ</sup> 目指す人は、<sup>とくていかつどう</sup> 「特定活動（最大1年・働くことができる）」に <sup>ざいりゅうしかく</sup> 在留資格を変えることができます。

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri14\\_00008.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri14_00008.html)

↓ ↓ ↓ <sup>した</sup> ここから下は技能実習2号を <sup>お</sup> 終わる人への案内です。 ↓ ↓ ↓

④ 「特定技能1号」に <sup>ざいりゅうしかく</sup> 在留資格を変える <sup>じゅんび</sup> 準備ができていない人 <sup>ひと</sup>

→ <sup>じゅんび</sup> 準備ができるまで「特定活動（4か月・働くことができる）」に <sup>ざいりゅうしかく</sup> 在留資格を変えることができます。

※ <sup>いま</sup> 今までと同じ会社で <sup>おな</sup> 仕事をする人だけです。

※ <sup>あた</sup> 新しい <sup>たいさく</sup> コロナウイルスへの <sup>にゅうかん</sup> 対策で、<sup>だ</sup> 入管に出す <sup>しよるい</sup> 書類を <sup>かんたん</sup> 簡単にしています。

※ <sup>ぎのうじっしゅう</sup> 「技能実習3号」を <sup>お</sup> 終わった人も <sup>ざいりゅうしかく</sup> 在留資格を変えることができます。

※ <sup>じゅんび</sup> 準備ができて <sup>ひと</sup> いる人は、「特定技能1号」に <sup>ざいりゅうしかく</sup> 在留資格を変えることができます。

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00197.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00197.html)

⑤ 「技能実習3号」へ <sup>ざいりゅうしかく</sup> 在留資格を変えたい人 <sup>か</sup>

→ <sup>ゆうりょう</sup> 優良と認められた会社で <sup>かいは</sup> 技能実習 <sup>ぎのうじっしゅう</sup> をする人は、<sup>ぎのうじっしゅう</sup> 「技能実習3号」に <sup>ざいりゅうしかく</sup> 在留資格を変えることができます。

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00146.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00146.html)

★ わからないときは、<sup>にゅうかん</sup>入管 (Regional Immigration Services Bureau) <sup>しゅつにゅうこくざいりゅう</sup>出入国在留  
<sup>かんりきょく</sup>管理局) <sup>しつもん</sup>に質問してください。

<sup>がいこくじんざいりゅうそうごう</sup>外国人在留総合インフォメーションセンター (月~金 8:30~17:15)

TEL 0570-013904

TEL 03-5796-7112 (IP、PHS、<sup>がいこく</sup>外国から)

<sup>ちほうしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく</sup>  
地方出入国在留管理局

<sup>さっぽろしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく</sup>  
札幌出入国在留管理局 TEL 011-261-7502

<sup>せんだいしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく</sup>  
仙台出入国在留管理局 TEL 022-256-6076

<sup>とうきょうしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく</sup>  
東京出入国在留管理局 TEL 0570-034259

TEL 03-5796-7234 (IP、PHS、<sup>がいこく</sup>外国から)

<sup>よこはましきょく</sup>  
横浜支局 TEL 045-769-1720

<sup>なごやしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく</sup>  
名古屋出入国在留管理局 TEL 052-559-2150

<sup>おおさかしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく</sup>  
大阪出入国在留管理局 TEL 06-4703-2100

<sup>こうべしきょく</sup>  
神戸支局 TEL 078-391-6377

<sup>ひろしましゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく</sup>  
広島出入国在留管理局 TEL 082-221-4411

<sup>たかまつしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく</sup>  
高松出入国在留管理局 TEL 087-822-5852

<sup>ふくおかしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく</sup>  
福岡出入国在留管理局 TEL 092-717-5420

<sup>なはしきょく</sup>  
那覇支局 TEL 098-832-4185